

仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年四月二十二日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第十四号

仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年仙台市人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後				
別表第一 等級別基準同程度職務表（第三条関係） [イ～ニ 略] [新設]	別表第一 等級別基準同程度職務表（第三条関係） [イ～ニ 略] ホ 医療職給料表（一）等級別基準同程度職務表				
	<table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>同程度の職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>3級</td><td>北部発達相談支援センター副所長の職務</td></tr></tbody></table>	職務の級	同程度の職務	3級	北部発達相談支援センター副所長の職務
職務の級	同程度の職務				
3級	北部発達相談支援センター副所長の職務				
ホ [略]	へ [略]				

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、令和八年四月一日から適用する。

(人事委員会事務局審査給与課)